

〔史料紹介〕

訳注日本文徳天皇実録（十）

日本文徳天皇実録巻第三 起仁寿元年正月尽十二月

●四月癸卯（一日）

【書き下し】

①夏四月癸卯朔。②従四位下道野王・③房世王・④正躬王・⑤貞内王・⑥雄風王・⑦高叡王・⑧伴宿禰成益、⑨正五位上藤原朝臣良仁、⑩正五位下藤原朝臣高房、⑪従五位上平朝臣春香・⑫藤原朝臣並藤・⑬豊階公安人、⑭従五位下小野朝臣千株・⑮百濟王永仁・⑯文室真人有真・⑰善友朝臣豊宗・⑱高橋朝臣安雄・⑲坂上大宿禰貞守・⑳藤原朝臣冬緒・㉑橘朝臣常蔭・㉒橘朝臣茂房・㉓藤原朝臣三藤・㉔清原真人清海・㉕南淵朝臣年名等を並びに㉖次侍従となす。
 ㉗正四位下高枝王、㉘従四位下茂世王・㉙基兄王・正躬王、㉚従四位上豊江王、㉛正四位下橘朝臣永名、㉜従四位上藤原朝臣衛・㉝源朝臣生・㉞源朝臣安・㉟源朝臣勤・㊱源朝臣冷・㊲清原真人瀧雄、
 ㊳従四位下藤原朝臣春津・㊴藤原朝臣岳守・㊵清原真人岑成・㊶藤原朝臣諸成・㊷春澄宿禰善繩、㊸正五位下藤原朝臣貞守・㊹藤原朝

臣行道、㊺従五位上久賀朝臣三夏等を㊻出居侍従となす。

【現代語訳】

夏四月一日。従四位下道野王・房世王・正躬王・貞内王・雄風王・高叡王・伴宿禰成益、正五位上藤原朝臣良仁、正五位下藤原朝臣高房、従五位上平朝臣春香・藤原朝臣並藤・豊階公安人、従五位下小野朝臣千株・百濟王永仁・文室真人有真・善友朝臣豊宗・高橋朝臣安雄・坂上大宿禰貞守・藤原朝臣冬緒・橘朝臣常蔭・橘朝臣茂房・藤原朝臣三藤・清原真人清海・南淵朝臣年名らを並びに次侍従とした。正四位下高枝王、従四位下茂世王・基兄王・正躬王、従四位上豊江王、正四位下橘朝臣永名、従四位上藤原朝臣衛・源朝臣生・源朝臣安・源朝臣勤・源朝臣冷・清原真人瀧雄、従四位下藤原朝臣春津・藤原朝臣岳守・清原真人岑成・藤原朝臣諸成・春澄宿禰善繩、正五位下藤原朝臣貞守・藤原朝臣行道、従五位上久賀朝臣三夏らを出居侍従とした。

告井 幸男
 木本 久子
 中村 みどり
 林原 由美子

【注釈】

①夏四月癸卯朔 いわゆる後の孟夏の句。

②従四位下道野王 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈²⁸参照。

③房世王 嘉祥三年（八五〇）十月己酉（五日）条注釈¹⁶参照。

④正躬王 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注釈¹⁵参照。

⑤貞内王（生没年不詳）嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）に無位から従四位下となり、本日条に至る。貞観五年（八六三）正月七日に従四位上となる。また、同八年二月十三日に「散位従四位上真内王為下野権守」とみえ、この真内王は貞内王に同じか。

⑥雄風王 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈²²参照。

⑦高叡王（生没年不詳）承和十四年（八四七）正月甲辰（七日）に正六位上から従五位下となり、同十五年二月甲辰（十四日）に内膳正となっているのがみえるのみ。

⑧伴宿禰成益 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈²⁶参照。

⑨正五位上藤原朝臣良仁 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈³²参照。

⑩正五位下藤原朝臣高房 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈²⁹参照。

⑪従五位上平朝臣春香（生没年不詳）承和七年（八四〇）正月甲申（七日）正六位上から従五位下、同十五年（嘉祥元年）正月戊辰（七日）に従五位上となり、本日条に至る。貞観二年（八六〇）正月十六日に武蔵介、翌三年に同権守となっている。土着平

氏の一人か。同五年四月七日、再び次侍従となっている。

⑫藤原朝臣並藤（七九二―八五三）参議従三位刑部卿大宰員外帥勲四等浜成の曾孫、中判事正六位上臣継の孫、豊前介正六位上右雄の息。陰陽推歩の学を善くし、天文風星のことに明瞭していた。はじめ丹波権掾となり、そのまま天長二年（八二五）陰陽助、同

六年正月従五位下、同七年筑後守、同九年二月陰陽頭、承和四年（八三七）和泉守、同七年再び陰陽頭、同十四年正月己酉（十二日）加賀守を兼ね、嘉祥三年（八五〇）正月丙戌（七日）従五位上となり、本日条に至る。六十歳。この後、仁寿三年（八五三）五月壬寅（十三日）に正五位下となるが、同日卒した。

⑬豊階公安人 嘉祥三年（八五〇）三月甲辰（二十六日）条注釈²・本年正月甲申（十一日）条注釈²⁶参照。

⑭従五位下小野朝臣千株 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈³参照。同年四月己酉（二日）に右近衛少将、本年正月甲申（十一日）に土佐権守となっている。

⑮百濟王永仁（生没年不詳）承和六年（八三九）二月丁丑（二十五日）に正六位上から従五位下、同十年二月己巳（十日）に右兵庫頭となり、本日条に至る。天安三年（貞観元年・八五九）二月十三日に右兵庫頭従五位上で摂津権介となり、以後みえない。

⑯文室真人有真（生没年不詳）承和七年（八四〇）八月乙丑（二十二日）正六位上から従五位下、同日出羽守、同十五年（嘉祥元年）二月癸巳（三日）に班山城田使次官、同月甲辰（十四日）に左衛門佐、嘉祥元年（承和十五年・八四八）八月壬子（二十六日）に近江介となり、本日条に至る。なお、真人姓でみえるのは

本日条のみで他は朝臣姓である。

⑰善友朝臣豊宗（生没年不詳）元伊予国の人。元風早直姓。承和

元年（天長十一年・八三四）正月戊午（七日）正六位上から外従五位下。同六年十一月癸未（五日）に豊宗ら一煙に善友朝臣が賜姓され、左京四条二坊に貫附された。時に「天神饒速日命之後也」とある。同八年十一月丙辰（二十日）に従五位下、同十年二月己巳（十日）に大炊頭、同十五年（嘉祥元年）五月丙戌（二十日）に上総権介となり、本日条に至る。

⑱高橋朝臣安雄（生没年不詳）承和十一年（八四四）正月庚寅

（七日）に従五位下となり、本日条に至る。この後、斉衡三年（八五六）正月丙辰（十二日）に若狭守となり、以後みえない。

⑲坂上大宿禰貞守 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈⑲

参照。本年二月甲子（二十一日）美濃権介となっている。

⑳藤原朝臣冬緒 嘉祥三年（八五〇）十一月戊戌（二十五日）条注

釈⑦参照。

㉑橘朝臣常蔭 嘉祥三年（八五〇）四月己酉（二日）条注釈⑲参照。

㉒橘朝臣茂房 嘉祥三年（八五〇）四月丙子（二十九日）条注釈①

参照。本年二月辛亥（八日）掃部頭となっている。

㉓藤原朝臣三藤（生没年不詳）南家中納言貞嗣の息。承和十一年

（八四四）正月庚寅（七日）に正六位上から従五位下となり、本日条に至る。

㉔清原真人清海（生没年不詳）承和十一年（八四四）正月庚寅

（七日）に正六位上から従五位下、同十四年二月丁丑（十一日）に典葉頭となり、本日条に至る。

㉕南淵朝臣年名 嘉祥三年（八五〇）十一月壬寅（二十九日）条注釈⑥参照。

㉖次侍従 中務省に属し、正員の侍従を補佐する職。四位・五位の中で年功のある人が選任され、諸祭・節会・法会などで雑事を掌った。『左経記』万寿三年（一〇二六）四月一日条には「右府於左仗座有宣旨。被補次侍従并出居侍従^{被下外記}。右府自書之。覆奏之後召中務丞光成於膝突、賜次侍従宣旨。次召左近将賜出居侍従宣旨^{余被補出居之}とあつて、右大臣藤原実資が次侍従・出居侍従を補している次第がみえる。

㉗正四位下高枝王 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注

釈⑥参照。本年二月甲子（二十一日）に越前権守となっている。

㉘従四位下茂世王 嘉祥三年（八五〇）三月庚子（二十二日）条注

釈⑲参照。

㉙基兄王 嘉祥三年（八五〇）三月甲辰（二十六日）条注釈①参照。

㉚従四位上豊江王（七九六―八六三）光仁第三皇子三品稗田親王

の孫で、高橋王の息。弘仁十三年（八二二）正月乙巳（三日）に無位から従五位下、天長二年（八二五）秋に少納言兼侍従、同五年正月甲子（七日）に従五位上、承和五年（八三八）正月丙寅（七日）に正五位下、同九年七月丁巳（二十五日）に従四位下、同十年正月辛丑（十二日）に中務大輔、同十二年兵部大輔、嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）に従四位上となり、本日条に至る。五十六歳。

㉛正四位下橘朝臣永名（七八〇―八六六）左京の人。贈太政大臣正一位奈良麻呂の孫、従四位下入居の第四子。弘仁の末（一八二

(四)に但馬掾、天長元年(八二四)に春宮少進、同二年正月辛亥(七日)に従五位下、同年大藏少輔、間もなくして民部少輔に遷り、同三年に春宮大進、追って丹波権介を兼ね、同九年に従五位上、同十年三月癸巳(六日)に正五位下、同年十一月庚午(十八日)に従四位下、同年十二月己丑(七日)に刑部大輔、承和初年(八三四)に播磨守、同三年四月乙酉(十七日)に内蔵頭、同四年十二月丙辰(二十七日)に兼右兵衛督、同八年十一月丙辰(二十日)に従四位上となるも、同九年七月壬子(二十日)に弟逸勢の謀反(承和の変)に座して解任された。なお、この時ともに兵仗を解き叛意の無いことを示した従兄弟の時枝は連座した様子がみえない(嘉祥三年(八五〇)十一月壬寅(二十九日)条注釈⑤参照)。同十二年七月甲子(十九日)に入京を許され、同十三年九月壬子(十四日)に彈正大弼、同十四年四月丁巳(二十三日)に小野篁の彈正大弼補任に併せて神祇伯に遷り、嘉祥二年十一月甲戌(二十四日)正四位下を授けられ、本日条に至る。七十二歳。

③②従四位上藤原朝臣衛 嘉祥三年(八五〇)十月己酉(五日)条注釈⑬参照。同年十月戊午(十四日)に勘解由長官となっている。

③③源朝臣生 嘉祥三年(八五〇)三月庚子(二十二日)条注釈⑤参照。本年二月辛亥(八日)に左京大夫となっている。

③④源朝臣安 (八二一―五三)嵯峨皇子。母は栗田氏。文書には疎く、射芸を好んだという。承和十二年(八四五)正月甲寅(七日)無位から従四位上に直叙され、嘉祥三年(八五〇)正月甲午(十五日)備中守となり、本日条に至る。三十歳。

③⑤源朝臣勤 正月甲申(十一日)条注釈③⑥参照。

③⑥源朝臣冷 嘉祥三年(八五〇)五月甲午(十七日)条注釈②⑦参照。

③⑦清原真人瀧雄 嘉祥三年(八五〇)四月甲子(十七日)条注釈②⑦参照。同年十一月丙申(二十三日)に治部大輔となっている。

③⑧従四位下藤原朝臣春津 嘉祥三年(八五〇)六月己酉(三日)条注釈②参照。

③⑨藤原朝臣岳守 (八〇八―五二)南家巨勢麻呂の息従四位下三成の長子。母は藤原真夏(娘)。生まれながら寛和な性質で、誰であれ心を傾けて応対したという。天長元年(八二四)東宮正良親王(仁明)に侍し、同三年内舎人。仁明が踐祚すると右近衛将監となり、間もなく内蔵助に遷った。承和元年(天長十一年・八三三)正月戊午(七日)に従五位下、同三年に讃岐介を兼ね、追って左馬頭に遷る(讃岐介は元の通り)。同五年には左少弁となったが、耳を悪くして辞し、大宰少貳となった。同六年正月庚申(七日)に従五位上、同十二年正月甲寅(七日)に正五位下、同月戊午(十一日)に左近衛少将、同十三年正月己酉(七日)に従四位下、同月乙卯(十三日)に左馬頭、同年七月丙寅(二十七日)に右近衛中将、同年九月壬子(十四日)に美作守を兼ね、同十五年(嘉祥元年)二月甲辰(十四日)に近江守となり、本日条に至る。四十四歳。詳細は本年九月乙未(二十六日)条を参照。

④①藤原朝臣諸成 嘉祥三年(八五〇)三月庚子(二十二日)条注釈②参照。

④②藤原朝臣諸成 嘉祥三年(八五〇)六月乙丑(十九日)条注釈②参照。

④2 春澄宿禰善繩 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈②7 参照。

④3 正五位下藤原朝臣貞守 嘉祥三年（八五〇）十一月壬寅（二十九日）条注釈④参照。

④4 藤原朝臣行道 嘉祥三年（八五〇）三月乙巳（二十七日）条注釈⑧参照。

④5 従五位上久賀朝臣三夏（生没年不詳）桓武の孫、三品明日香親王の息。弟に三常がいる。久賀は興我ともみえる。久賀朝臣姓は、弘仁九年（八一八）八月甲戌（二十二日）に明日香親王の男女四人に賜姓されたもの。承和五年（八三八）正月丙寅（七日）に無位から従五位下に直叙されると、同七年二月壬子（五日）に雅楽頭、同九年八月壬申（十一日）に丹後守、同十二年正月甲寅（七日）に従五位上、同十三年七月丙寅（二十七日）に左馬頭となり、本日条に至る。

④6 出居侍従 儀式などの際に出居の座に着き、用を勤めた職。諸儀式書によれば、上卿が大臣大将の時は、上卿がまず昇殿着座し、次に王卿が着座し、最後に出居次将が出居侍従を率いて日華門より入り着座するが、納言大将の時は、上卿に続いて出居次将が先に昇り、次に王卿が昇り、最後に出居侍従が日華門より入り昇る、とある。いずれにせよ、出居侍従は最後に昇殿する。

（告井）

● 四月丙午（四日）

【書き下し】

丙午。地震う。

【現代語訳】

四日。地震があった。

（告井）

● 四月庚戌（八日）

【書き下し】

庚戌。帝、始めて①南殿に御す。親王已下侍従已上に禄を賜うこと差有り。②従五位上良岑朝臣長松・③従五位下物部首広泉・④大枝朝臣音人・⑤春日臣雄継等を、並びに⑥次侍従となす。

【現代語訳】

八日。天皇が初めて南殿に出御した。親王以下侍従以上の者に差をつけて禄を与えた。従五位上良岑朝臣長松・従五位下物部首広泉・大枝朝臣音人・春日臣雄継らを、並びに次侍従とした。

【注釈】

①南殿 紫宸殿の異称。

②従五位上良岑朝臣長松 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈③4参照。

③従五位下物部首広泉 正月甲申（十一日）条注釈③2参照。

④大枝朝臣音人 嘉祥三年（八五〇）十一月戊戌（二十五日）条注
 积⑥参照。

⑤春日臣雄繼 嘉祥三年（八五〇）五月甲午（十七日）条注积⑬参
 照。

⑥次侍従 四月癸卯朔条注积⑳参照。

（中村）

●四月癸丑（十一日）

【書き下し】

癸丑。①悠紀・主基等の国を定む。伊勢国を悠紀となす。播磨国を
 主基となす。並びに②トの食む所なり。

【現代語訳】

十一日。悠紀国と主基国を定めた。伊勢国を悠紀、播磨国を主基と
 した。いずれもト食の結果によるものである。

【注釈】

①悠紀・主基 践祚後最初の新嘗である大嘗会にて、神饌料の米・
 粟を耕作、献上する斎田（悠紀田・主基田）の属する国郡を、そ
 れぞれ悠紀国・主基国という。『貞観儀式』によると、大嘗会は
 七月以前の即位であれば当年、八月以後であれば翌年の仲冬（十
 一月）の下卯日（中卯日）から午日に、先帝崩御の諒闇の場合は
 翌年におこなうとある。悠紀田・主基田の卜定後、斎田より收穫
 された米は国司が京の大内裏の北野に設けられた斎院に搬入し、

精米と、黒酒・白酒の醸造などをおこなう。祭儀当日の朝には、
 両国の人々が斎院から大嘗宮まで、悠紀は左、主基は右に分かれ
 て列をなして朱雀大路を進み、米・酒・魚などの神供を運び入れ
 た。祭儀では、悠紀殿にて夕御饌、主基殿において朝御饌が供進
 され、辰日には悠紀節会、巳日には主基節会が催され、これには
 両国の国司以下も参列した。語の初見は天武五年（六七六）九月
 丙戌（二十一日）紀の新嘗祭における「神官奏曰、為新嘗ト国郡
 也。斎忌^{ゆき}斎忌此^{すこ}、則尾張国山田郡、次^{すこ}次此^{すこ}云、丹波国訶沙郡、並食
 ト」で、時に、新嘗祭においても悠紀・主基が定められていたよ
 うである。また、古くは東国のみ、あるいは西国のみが選定され
 ることもあったが、光仁の大嘗会からは、悠紀は東国、主基は西
 国から選ばれることが定められ、さらに円融朝以後は、悠紀は近
 江国、主基は丹波または備中国へと固定化していった。
 ②トの食む所 いわゆる、ト食^{うはみ}。亀の甲羅を焼いて、その割れ方に
 よって吉凶などを卜う方法。

（中村）

●四月戊午（十六日）

【書き下し】

戊午。①賀茂別雷神の②禰宜賀茂県主益雄に外従五位下を授く。

【現代語訳】

十六日。賀茂別雷神の禰宜賀茂県主益雄に外従五位下を授けた。

【注釈】

①賀茂別雷神 嘉祥三年（八五〇）八月丁巳（十二日）条注釈②参照。

②禰宜賀茂県主益雄（生没年不詳）杜家が伝来してきた『賀茂禰宜神主系図』は、天長二年（八二五）卒去の男床以下の系譜を記すが、平安時代初期に関しては網羅されておらず、不明の所が多い。益雄もその内の一人であり、世系は不詳である。賀茂氏は元々山背国葛野郡一帯を支配してきた豪族で、賀茂社はその県主一族が禰宜として奉斎してきた県神社であった。『姓氏録』山城国神別によると、賀茂県主は「神魂命孫武津之身命之後」で、神武が中洲に向かう際、大鳥に化けてこれを誘導し、その功を喜んだ神武が特に厚く褒賞し、天八咫鳥の号を授けたことに始まるとする。以後、禰宜として賀茂神を奉斎してきた他、元慶六年（八八二）十二月二十五日記には主殿寮殿部の負名氏として「以日置・子部・車持・笠取・鴨五姓人為之」と鴨氏の名がみえ、また前述の系図などには主水司水部と付記される者も複数おり、中央官司に勤める者もいた。上賀茂の周辺は主殿寮の薪炭供給料地や氷室もあり、元々、葛野の県主としてヤマト朝廷の内廷に奉仕し、薪炭や水・氷を貢納していたことに起因するものであろう。本日の条の叙位は、三日後の賀茂祭に伴うものか（四月辛酉（十九日）条）。

（中村）

●四月辛酉（十九日）

【書き下し】

辛酉。使者を遣わし、①賀茂大神社に向かい、②奉祭せしむ。但し③斎内親王、未だ斎限盈ちず。故に祭に侍り得ず。

【現代語訳】

十九日。使者を遣わして、賀茂大神社に向かわせ、賀茂祭に奉仕させた。但し斎内親王はまだ潔斎の期間を終えていないため、奉仕しなかった。

【注釈】

①賀茂大神社 嘉祥三年（八五〇）八月丁巳（十二日）条注釈②参照。

②奉祭 四月中酉日（下酉日）を祭日とする賀茂祭への奉祭である。賀茂祭は文武朝の頃より、騎射に見に、あるいは参加しに、山背国内外から多く群衆が集まり、朝廷が度々禁制を發布するほど盛況であったが（文武二年（六九八）三月辛巳（二十一日）紀、大宝二年（七〇二）四月庚子（三日）紀、天平十年（七三八）頃より、禁断してきた人馬の会集を以後は意に任せ祭ることが公認された（『類三』巻第一、祭并幣事所載、天平十年四月二十二日付勅「祭賀茂神之日会集人馬悉皆禁断任意聴祭」）。平安時代には勅祭として整備され、中午日の御阿礼神事をはじめ、酉日に路頭の儀・社頭の儀・還立の儀がおこなわれた。特に路頭の儀として勅使とともに発遣される奉幣使の行列は甚だ盛儀で、平安時代中

期には祭の行列を見ようと、一条大路に棧敷を設けたり、物見車を立てたりした。その様子は『源氏物語』での車争や、当時の日記類からもよく知られる。本日条に先立って、嘉祥三年（八五〇）九月戊子（十四日）藤原助が同社に遣わされて神財の奉納をおこなったが、時に、馬は馬寮内に穢れが有ったので、来年の四月の祭に準備して奉納する旨の詔を奉っている。本日条に記載はないが、奉納が有ったものと推測される。

③齋内親王 恵子内親王（嘉祥三年（八五〇）七月甲申（九日）条注釈②参照）。賀茂齋院は、まず宮城内の便所（大膳職・左近衛府など）を初齋院として二年間潔斎し、三年目の四月上旬、再び賀茂川で禊をしてから齋院（本院）に参入し、以後、祭儀や賀茂祭に奉仕することになっていた（『延喜式』神祇六）。恵子内親王は前年七月に卜定されたばかりで、本日条時点ではまだ宮城内にて潔斎している期間である。

（中村）

●四月甲子（二十二日）

【書き下し】

甲子。大嘗会の行事司を定む。

【現代語訳】

二十二日。大嘗会の行事司を定めた。

（中村）

●四月丁卯（二十五日）

【書き下し】

丁卯。帝、①散位従四位下春澄宿禰善繩を喚^めし、②北殿に於いて③文選を講ず。④丹後權守従五位上豊階公安人を⑤都講となす。

【現代語訳】

二十五日。天皇は散位従四位下春澄宿禰善繩を召し、北殿において文選を講じさせた。丹後權守従五位上豊階公安人を都講とした。

【注釈】

①散位従四位下春澄宿禰善繩 嘉祥三年（八五〇）四月甲子（十七日）条注釈②参照。本年四月癸卯朔に起居侍従となっている。若くして大学に入学すると、群籍を耽読し、天長初年（八二四）には奉試及第して俊士に補されている。

②北殿 仁寿殿の異称。

③文選 中国周代から梁代までの詩・賦・文章七百六十三篇を収める現存最古の一大詞華選で、六朝文学を代表する作である。現行本として唐の李善注本六十卷が伝わるが、古くは「文選三十卷」（『日本国見在書目録』『菅家文章』など）とみえ、原本は三十巻本であった。これら無注本は現在残巻しか存在していない。梁の昭明太子蕭統らの撰で、太子没年（五三一）以前の成立となる。日本への伝来は古く、大宝学令で学者が学ぶべき経書として「文選・爾雅亦読」とみえ（但し「古記」は、その修習は任意であるとする）、平城宮跡出土木簡や土器の落書、秋田城跡出土木簡か

ら、遅くても天平年間（七二九―四九）の後半には、下級官人が本書を所蔵・利用し、その教養を培っていたことがわかる。大学寮において文章道が確立すると『文選』は必修書となり、進士試には時務策二条のほか『文選』上帙七帖と『爾雅』三帖の読みが課せられた。『文実』にみえる詔勅などにも『文選』に所引する言い回しは多見している。

④丹後権守従五位上豊階公安人 嘉祥三年（八五〇）三月庚辰（二十六日）条注釈②・本年正月甲申（十一日）条注釈②⑥参照。本月丁卯（二十五日）に次侍従となっている。承和の頃（八三四―）より内記を勤め、また嘉祥二年には道康親王（文徳）の東宮学士も勤めている。

⑤都講 天皇読書において侍読を補助する職。本日条が初見で、以後、皇族読書や講日本紀に際しその都度任命された。

（中村）

●四月庚午（二十八日）

【書き下し】

庚午。^{（十八）}①仁寿に改元す。詔して曰く、②元を体として正に居すこと、③陽秋の格言なり。④故を去りて新と成すこと、⑤易象の玄訓なり。是を以て⑥皇流派を異とし、帝宝暉きを分かつも、⑦正朔を改め、以て風に乗せ、徽章を変え、以て化を演べざること莫き者なり。朕不敏を以て、⑧鴻基を嗣ぎ奉る。⑨諒陰の礼已に終わるも、⑩瘡巨の痛猶切なり。但し年を逾えて以後、日月推移し、⑪旧章を率いざざるは、恐るらくは新議を招かん。去る年即位の初め、頻りに⑫白亀

及び甘露の瑞を得。⑬朕の不徳、推して居さざると雖も、而るに公卿より聴きて、之を宗廟に告ぐ。方今⑭純陽徳を布き、万物文を成す。宜しく靈応を往時に顧み、年紀を今日に変えるべし。⑮孫氏瑞応図に云わく、甘露草木に降り、之を食すに人をして寿さしむ、と。其れ、嘉祥四年を改め、⑯仁寿元年となせ、と。

【現代語訳】

二十八日。仁寿に改元した。詔して言うに、「即位すると、元を示すことで立場を正すと『春秋』にあり、暦を正しく制定し四時の変革を明らかにすると『易経』象伝にある。そのため、皇流が別の派となり、天子の輝きが分かれたれても、暦を改め世に知らしめ、旗を変えて変化を告げない者はいなかった。朕は才知に乏しいながらも、皇位を継いだ。諒闇の礼の期間はすでに終わったが、大きな傷のような痛みはなおも切である。しかし年が明けて以後、月日は移り変わり、このまま旧典をおこなわないことは、新たな謗りを招くのではと恐れている。去年、即位してすぐの頃、頻りに白亀や甘露の瑞があった。朕は不徳であり、天が推して現したのではないが、しかし公卿が奏上したため、宗廟に奉告した。それが今、夏が徳を敷き、万物は彩りをなしている。宜しく以前の靈験を顧みて、今日を以て元号を改めよ。『孫氏瑞応図』には、『甘露の降った草木を食べると人の命を長らえさせる』とある。そこで、嘉祥四年を改め仁寿元年とせよ」と。

【注釈】

①仁寿に改元す 奈良時代には即位に際して改元をおこなったが、儒教的な観念により、桓武朝以後は即位の翌年に改元する踰年改元となった。『後紀』では、平城が踰年ではなく代始の改元をおこなったことについて、臣下が一年の内に二君を戴く事態になることが堪えがたく、孝子にも背いていると非難している（大同元年（延暦二十五年・八〇六）五月辛巳（十八日）紀）。

②元を体として正に居す 『春秋左氏伝』隱公の「元年、春王正月」の杜預（注釈③）注に「隱公之始年、周王之正月也。凡人君即位、欲其体元以居正、故不言一年一月也」とあり、何故一年一月ではなく元年正月というのかについて、君主は即位をすると、元を体すことで正に居さんとするためだとする。つまり、天子は曆を改め元となすことで、正しい立場に身を置くことになるとの意である。隱公は魯の第十四代君主で、父惠公の崩後、嫡子の姫允（後の桓公）がまだ幼かったため、庶長子として君主の代行を担った人物である。杜預は右に続けて、「隱雖不即位、然撰行君事。故亦朝平告朔也」（隱公は即位はしなかったが、仮に君事を代行したため、普通の君と同じように廟に朝し朔を告げた）と記す。斯様な立場であった隱公条をあえて所引しているところに、文徳の含意を感じる（注釈⑥）。

③陽秋 『春秋』に同じ。中国春秋時代の史書で、儒教經典の一つとして重んじられてきた。当書はいわゆる『春秋左氏伝』『春秋公羊伝』『春秋穀梁伝』の三つの伝承流派による注釈を元に読むことを常としたが、特に後漢末『左氏伝』注釈諸本を取りまとめ

た服虔、次いで晋代『春秋』と『左氏伝』を年ごとに整理し「左伝学」を大成した杜預により、春秋三伝における左伝学派の優位性が確立された。このためか、日本でも学ぶべき経書として、養老学令に「周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・孟子・春秋左氏伝、各為一經。孝經・論語、学者兼習之」と『左氏伝』が挙げられており、さらに同令では授業に用いるべき『左氏伝』注釈書として「服虔・杜預注」を指定している。「陽秋之格言」が、『春秋』本經でも『左氏伝』釈文でもなく、杜預注に典拠していることは興味深い。なお、本日条において『春秋』が『陽秋』と記されている点については、東晋第八代皇帝簡文帝（三二〇—三七二）の母鄭夫人の諱が「阿春」といったことから、諱を避け「陽秋」とされたものである。杜預（二二二—一八四）は、東晋初代皇帝司馬炎（武帝）の義叔父（杜預の妻が武帝の父司馬昭（太祖文帝）の妹）であり、呉征討などに大功のあった人物である。

④故を去りて新と成す 『周易』雜卦伝に「革去故也、鼎取新也」とみえ、「去故」と「成新」はそれぞれ六十四卦の内の「革」と「鼎」をいう。「革」は旧弊を改めるために故きを去るもので、一方「鼎」は生ものを煮て新しい物とするため新しきを取るものであり、この二つは反卦（対）の関係にある。同卦辞四十九「革」の象伝（大象）には「沢中有火、革。君子以治歷明時」とあり、君子はこの変革の象に則り、曆を正しく制定し、四時の変革を明らかにせねばならないとする。また同卦辞五十「鼎」の象伝（大象）には「木上有火、鼎。君子以正位凝命」とあり、君子は鼎のように安定して動揺しない象に則り、その位を正しくし、これを

命とし全うしなければならぬとする。なお、鄭玄（注釈⑤）は「凝命」に「凝成也」と注する。

⑤易象 『易』（周易）の象伝をいう。『易』は本来、卜筮の卦画・卦辞・爻辞を記したものであるが、その儒教的な解釈をおこなった附文（経）が儒教の基本書籍として重んじられた。やはり注釈書を用いるのが一般的であり、「易伝」ないし「十翼」といわれる十種の注釈書「彖伝（上・下）」、「象伝（上・下）」、「繫辞伝（上・下）」、「文言伝」、「説卦伝」、「序卦伝」、「雜卦伝」がある。養老学令ではこれをさらに注釈した「鄭玄・王弼注」を用いることを指定している。この内、鄭玄（一二七―二〇〇）は後漢を代表する学者の一人で、今文学・古文学を問わず統合的に経書を研究し、多くの注釈書を書いた人物である。特に『周礼』『儀礼』『礼記』への注釈は「三礼注」と総称され、今に至るまでその地位を築いている。大宝学令においても『周易』のみならず、『尚書』『三礼（周礼・儀礼・礼記）』『毛詩』『孝経』『論語』という大半において、鄭玄の注釈を用いるよう記されている。

⑥皇流派を異とし： 中国の歴史において、皇流（王朝）が代わり、帝室（国）が分かれたとしても、正朔が改められてきたとの意。なお日本においても、平安時代の初期は、兄弟（平城―嵯峨―淳和）・オジ甥（淳和―仁明）・従兄弟（仁明―恒貞親王）と、「異派」間での即位・立太子がおこなわれている。文徳は承和九年（八四二）廃太子となった淳和皇子恒貞親王に代わって立てられた天皇であるため（承和の変）、これまでも即位や祥瑞に関して消極的な文言が目立っていた。ここでも、自分は本来恒貞親王を

経るべき立場で、皇流の異であることを意識した文言であるように思われる。

⑦正朔を改め 「正朔」は暦のこと。『史記』暦書には「王者易姓受命、必慎始初。改正朔、易服色、推本天元、順承厥意」とあり、王は易姓して受命するには必ず始まりを慎重にせねばならず、正朔（暦）を改め、服色を変え、天の根元を推しはかり、その意を受けるのだという。前漢の武帝は封禅と同じほどに正朔を改めることを重視し、顓頊暦元封七年を太初暦太初元年（前一〇四―七頃）に改めた。以後、建国や即位に伴う改元改暦は重んじられ、これは前に挙げた「体元居正」（注釈②）や「治歷明時」（注釈④）にも通ずるものである。

⑧鴻基 皇位のこと。六国史においても、崇神七年春二月辛卯紀の「昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風軋盛」を初見とし、以後散見する表現である。

⑨諒闇の礼 仁明崩御は嘉祥三年（八五〇）三月己亥（二十一日）で、諒闇は本年三月壬辰（二十日）先皇御忌斎会の日をもって明けている。

⑩瘡巨の痛 「創鉅」に同じ。『礼記』第三十八、三年間に「創鉅者其日久、痛甚者其愈遲。三年者称情而立文。所以為至痛極也」（身に大きな傷を負えば久しく癒えず、激しい痛みはなかなか抜けないもので、父母を失った者の心も同様である。なので三年の喪というのは、深い悲哀に対して相応しく定められた礼法で、この上もない心痛を癒すための作法である）とある（竹内照夫『新釈漢文大系二十九、礼記（下）』参考）。諒闇の期間は明けている

が、文徳が今なお悲哀に暮れることに適うものとして、三年間が引用されたものであらう。

⑪旧章を率いざるは：「旧章」は昔からの掟。「譏」は諷る。諒闇が明け月日が経つのに旧典に従わないことは新たな誇りを招くことになるとの意。

⑫白亀及び甘露の瑞 嘉祥三年（八五〇）六月丁巳（十一日）に靈亀、同年七月庚辰（五日）に白亀、同月乙酉（十日）に甘露、さらに同年九月壬午（八日）八十嶋祭の日にも白亀が獲られ、献上されている。

⑬朕の不徳： 嘉祥三年（九五〇）九月己丑（十五日）条に、「若是百神七廟之顧復万民、三槐九棘之緝熙庶績之所致者乎」とあり、文徳は自分の不徳を理由に瑞祥の賀を認めなかったにもかかわらず再び瑞祥が現れたことを、諸神・七廟の祖神が万民を慈しみ、大臣・公卿らの諸々の功績が光り輝いたためだと述べている。

⑭純陽徳を布き：「純陽」は旧暦四月の異称であるが、ここでは単に夏との意にとった。若干字句は異なるが、『古楽府』相和歌辞、長歌行三首の中に「青青園中青、朝露待日晞、陽春布徳沢、万物生光輝、常恐秋節至、焜黃華葉衰、百川東到海、何時復西帰、少壯不努力、老大徒傷悲」とみえる。陽春の恵みは徳沢を敷き、万物を光り輝かせるといふ。同詩は『文選』詩編、樂府上の「樂府三種、古辞」にも所収されている。

⑮孫氏瑞王図に云わく： 嘉祥三年（八五〇）八月丙辰（十一日）に既出（注釈⑨参照）。時に文徳はいまだ賀を許していなかったが、結果的にこの時の臣らの上奏が新元号の典拠となった。

⑯仁寿 『孫氏瑞王図』には「人寿」とあり、語の典拠ではあるが字の典拠ではない。字としては、『論語』に「子曰、知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽」などとみえる。

（中村）

●四月辛未（二十九日）

【書き下し】

辛未^{（廿九）}。地震う。

【現代語訳】

二十九日。地震があつた。

（林原）

●五月癸酉（二日）

【書き下し】

五月癸酉^{（二）}。雷雨る。

【現代語訳】

五月二日。雷雨があつた。

（林原）

●五月乙亥（四日）

【書き下し】

乙亥^{（四）}。加雨^{（加雨）}る。

【現代語訳】

四日。ますます雨が降った。

（林原）

●五月己卯（八日）

【書き下し】

己卯。雨あめ水みづる。

【現代語訳】

八日。雨あめが降った。

（林原）

●五月庚辰（九日）

【書き下し】

庚辰。使者を遣わし、①丹生川上雨師社に向かい、幣馬を奉り、以て齋を祈らしむ。左右京の自ら存すること能わざる者に賑給す。

【現代語訳】

九日。使者を遣わして、丹生川上雨師社に向かわせ、幣馬を奉納して天候の回復を祈らせた。左右京の自立して生活することのできない者に賑給をおこなった。

【注釈】

①丹生川上雨師社 嘉祥三年（八五〇）七月丙戌（十一日）条注釈

④参照。

（林原）

●五月壬午（十一日）

【書き下し】

壬午。地震（十一）う。出雲国司奏言すらく、女子①私部（十二）継成女、②節操尤も著し。請うらくは旌顕を加えんことを、と。詔すらく、爵二級を賜い、③復して其の身を終えよ、と。

【現代語訳】

十一日。地震があった。出雲国司が奏言するに、「女子私部継成女は、節操をよく守っているので、表彰してほしい」と。詔するに、「爵二級を与え、終身租税を免除せよ」と。

【注釈】

①私部継成女（生没年不詳）世系不詳。私部氏は「きささきべ」の転訛。名代的一种で、大王の後妃のために設定された部。『積日本紀』で古訓を記した秘訓の部は「キサイチヘ」と訓む。「私」は寵愛を受ける人の意で、中国漢代には皇后付属の官を私官・私府と称した。敏達六年（五七七）二月甲辰朔紀に「詔、置日祀部・私部」とみえるのが初見。これ以前の後妃の名代は、忍坂大中姫（允恭皇后）の刑部、藤原宮にいた衣通郎姫（允恭妃）の藤原部、草香幡梭姫皇女（雄略皇后）の日下部のようにそれぞれの后妃の官号を付して設定されていた。大王家の組織の拡充・整備

とともに大王の多くの后妃の内から正妻として一人の太后が定められるなど、后妃の地位が一定の部民を与えられるまでに制度的に確立してくると、その私有部民も制度化して普通名詞的な私部という称呼に統一されたと考えられる。その分布は全国に及び、管掌者は首、直、または造の姓を有した。出雲の私部については、『出雲国風土記』飯石郡条の「大領外正八位下勲十二等 大私造」、「出雲国計会帳」天平六年（七三四）七月の「一、廿三日進上衛士私部大嶋死去替事／右附熊谷軍団百長大私部首足国進上」など、軍事階級の者が確認できる。大私部氏については、『姓氏録』右京皇別に「開化天皇皇子彦坐命之後也」とある。千葉国造などを輩出する氏族もある。

②節操尤も著し：養老賦役令に「凡孝子・順孫・義夫・節婦、志行聞於国郡者、申太政官奏聞。表其門閭、同籍悉免課役。有精誠通感者、別加優賞」とあり、地方に孝子・順孫・義夫・節婦がいた場合、それを報告し、その家の門や里の入り口に立て札を立てて揭示し、同籍の者は悉く課役（調・庸・雑徭）を免除することが規定されている。また本日条では、爵二級が賜与されており、後半部分の、精誠の通感する者があれば、課役免除とは別に優賞も加えることという規定が適用されたものと思われる。

③復して其の身を終えよ「復」は課役を免ずることを意味する。延暦八年（七八九）八月己亥（三十日）紀に「勅、陸奥国入軍人等、今年田租、宜皆免之。兼給復二年」とあることから、復には田租の免除を含まないとわかる。本日条は女性に対する例であり、女性には元々課役が課されていない。しかし、用例とし

て課役免除から租税免除という意味に応用されることがあるため、本日条では一生涯田租を免除するとも解釈できる。神護景雲二年（七六八）二月庚辰（五日）紀に「対馬嶋上県郡人高橋連波自米女、夫亡之後、誓不改志。其父尋亦死、結廬墓側、毎日齋食。孝義之至、有感行路。表其門閭、復租終身」という例があるため、本日条の「復終其身」も「復租終身」のことであると考えられる（曾我部静雄「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」（『史林』第五七卷第二号、一九七四年）。

（林原）

●五月乙未（二十四日）

【書き下し】

乙未^{廿四}。地震う。死せる蛇有り。南殿の前に在りて、頭に傷むる処有り。物有りて之を嚙らうに似たり。何を以てか之を書かん。異を記すなり。

【現代語訳】

二十四日。地震があった。南殿の前に蛇の死骸があった。頭に傷があり、何かに噛まれたようだった。どうしてこれを記したのかという、怪異だからである。

（林原）

●六月壬寅（一日）

【書き下し】

六月壬寅朔。①帝、南殿に御す。侍臣に飲を賜う。禄を賜うこと各差有り。

【現代語訳】

六月一日。天皇が南殿に出御した。侍臣に酒宴を賜った。差をつけて禄を与えた。

【注釈】

①帝、南殿に御す おそらく旬のためであろう。

（林原）

●六月甲辰（三日）

【書き下し】

甲辰。使者を遣わし、①伊勢・②賀茂・③松尾・④乙訓等の神社に向かい、以て霽を祈らしむ。策文に曰く、天皇が詔旨らまと、掛畏き大神の広前に申さく。近來雨降ること旬しきに涉りて、百姓の農業流損れぬべし。掛畏き大神の厚き助けに依りて、此の災いは止むべしと所念し行してなも、去る五月廿七日に御馬進らむ。雨止め賜えと祈り申し賜ひし。而るに卜え定めたる日促かにして、御馬取りに遣わすこと堪ず。後日に必ず進らむ。故れ是を以て使を差して、太幣を捧げ持たしめて奉り出す。此の状を聞こし食して、降雨忽ち晴れて五穀損なわれず、秋稼豊かに登らしめ、天皇朝廷を常磐

に堅磐に、天下平安に、護り幸え助け賜ひ矜み賜へと、恐み恐みも申し賜わく、と申す。又別辭けて申す。此の雨の止まざる由縁を卜

い求むれば、⑤春の祭に供え奉らせる使等の中に穢らわしき事有りけり。茲に因りて、大神不志己理賜へりと卜い申せり。而るに祭の使は御卜に合へる人を供え奉らしむととも、所念し行せる。此の事を聞こし食してなも懼畏まり御坐す。大神神那我良に聞こし食して、今も弥益に安らかに護り助け賜へと、恐み恐みも申し賜わく、と申す、と。

【現代語訳】

三日。使者を遣わして、伊勢・賀茂・松尾・乙訓などの神社に向かわせ、天候の回復を祈らせた。策文に言うには、「天皇の詔として、畏れ多くも大神の御前に申す。『近頃、長きにわたって雨が降っており、百姓の農作物は流され損なわれていることだろう。畏れ多くも大神の厚き助けによって、この災いを止めよう』と思い、去る五月二十七日に御馬を奉り、雨を止ませてほしいと祈り申し上げようとした。しかし卜定した日にすみやかに御馬を用意することができなかった。後日、必ず奉納するつもりである。そこで使を差し遣わし、太幣を捧げ持たせて遣わすので、このことを聞き届け、雨が瞬く間にあがつて五穀が損なわれないよう、秋の収穫を豊かに実らせ、天皇の朝廷を永く堅く、天下平安となるように、護り榮えさせ助け慈しんでほしいと謹んで申し上げる」と申す。また別に宣べる。『この雨が止まない由縁を占って求めたところ、春の祭の使らの中に触穢の者がいたため、大神が憤ったとの結果であった。しかし祭の使

は古いに合致した人を遣わしたはずであり、このことを聞いて懼れ畏まっている。大神のお心のままにお治めになって、今後もしよいよますます安らかに護り助けてほしいと、謹んで申し上げる」と申す」と。

【注釈】

①伊勢 現三重県伊勢市に所在する。古くは伊勢大神宮、二所皇大神宮などと記され、現在も伊勢神宮、またお伊勢さんなどと通称されるが、正式にはただ神宮という。現在は他にも神宮号を付ける神社があるが、それらとは社格が異なり、神宮は古来、最高の特別格の宮居とされている。同社には皇祖神である天照坐皇大神（天照大神）を祀る皇大神宮（内宮）と、衣食住の守り神である豊受大神を祀る豊受大神宮（外宮・度会宮・豊受宮）の二所の正宮と、それに付属する宮社がある。内宮では天照大神の御神体として八咫鏡を祀り、天手力男命と、瓊瓊杵尊の母にあたる万幡豊秋津姫命を合祀し、別宮一〇社、摂社二七社、末社一六社、所管三〇社を併祀している。『書紀』によると、崇神六年、皇宮御殿内に祀られていた天照大神の神威を畏れた天皇が、皇女豊鍬入姫命に託して大和国の笠縫邑に移したが、次の垂仁朝の二十五年皇女倭姫命が大神を託されると、倭姫命は宇陀篠幡を詣でてから近江国、美濃国などを巡歴した後、神託によって伊勢国に祠を建て、五十鈴川の川上に斎宮を興したとする（磯宮）。これが内宮の始まりであろう。一方、外宮は『止由気宮儀式帳』（『延暦儀式帳』）などによると、雄略朝に、皇大神宮の神饌を供進する神

として豊受大神を丹波国与謝郡比沼真奈井原から迎え、山田原の宮に祀ったことに始まるという。外宮は内宮の北西約四キロメートルの地にあり、御伴神の三神を合祀し、別宮四社、摂社一六社、末社八社、所管四社を併祀している。ヤマト朝廷の祖神を祀る伊勢神宮が大和から離れた伊勢にある理由は、海上に昇る太陽を祀るに相応しい土地であるという見方や、東国進出の拠点がここに置かれていたためとする見方など、種々の推測があるが、明らかではない。神宮の神殿は一般に神明造と呼ばれる平入り切妻高床式の殿舎で、出雲大社の大社造とともに神殿建築の最も古い形を伝える。この古式の殿舎は、天武朝に二十年ごとに建て替えることが定められ、持統朝に第一回の式年遷宮がおこなわれた（内宮持統四年（六九〇）・外宮同六年）。それ以来、平成二十五年（二〇一三）の遷宮まで六二回に及んでいる。皇女（王女）が斎王（斎宮）に任じられていたが、後醍醐朝以降廃絶した。神宮には、祭主、大宮司、少宮司、禰宜があつたが、神宮の実務を掌握していたのは禰宜で、内宮は荒木田氏、外宮は度会氏が世襲した。

- ②賀茂 嘉祥三年（八五〇）八月丁巳（十二日）条注釈②参照。
- ③松尾 嘉祥三年（八五〇）八月丁巳（十二日）条注釈④参照。
- ④乙訓 『延喜式』神名帳の山城国乙訓郡に「乙訓坐大雷神社名神大、月次・新嘗」とある。現存せず。現在、向日神社（現京都府向日市向日町北山）と角宮神社（現京都府長岡京市井ノ内南内畑）が論社となっている。この内、向日神社は同神名帳の同郡「向神社」に比定され、元は同じ向日山に向神社が上ノ社、火雷神社が下ノ社として

奉斎されていたが、承久三年（一二二二）の承久の乱にて火雷神社が衰微し、建治元年（一二七五）に向神社が火雷神社を併祭したとする。一方、角宮神社は、承久の乱で焼失した後、長らく復興されていなかったが、文明十六年（一四八四）に現在地に再興したとする。向日神社の現祭神は向日神・乙訓坐火雷神・神武天皇・玉依姫命。角宮神社の現祭神は火雷神・玉依姫命・建角身命・活目入彦五十狭茅尊（垂仁）・春日神。火雷神については、

嘉祥三年（八五〇）七月丙戌（十一日）条注釈①参照。

⑤春の祭 賀茂祭。四月辛酉（十九日）条注釈②参照。

（林原）

●六月乙巳（四日）

【書き下し】

乙巳。^{（四日）}①天霽る。

【現代語訳】

四日。雨があがり晴れた。

【注釈】

①天霽る 雨が続いたことにより、五月庚辰（九日）には丹生川上雨師社に、六月甲辰（三日）には伊勢・賀茂・松尾・乙訓などの神社にそれぞれ使者を派遣し「祈霽」をおこなっている。その祈願が功を奏したのか雨が止んだため、特に天気を記したものである。
（木本）

●六月丙午（五日）

【書き下し】

丙午。^{（五日）}使者を遣わし五畿内に分け赴き、①水に病む者に賑給せしむ。

【現代語訳】

五日。五畿内に使者を分け遣わして、水害に悩む者に対して賑給させた。

【注釈】

①水に病む者に… これより先、五月庚辰（九日）にも「左右京不能自存者」に賑給をおこなっている。

（木本）

●六月己酉（八日）

【書き下し】

己酉。^{（八日）}①権少僧都伝灯大法師位道雄卒す。道雄、俗姓は佐伯氏。少くして敏悟、智慮は人に過ぐ。②和尚慈勝に師事し、唯識論を受く。後に③和尚長歳に従い、華嚴及び因明を学ぶ。亦た④闍梨空海に従い、真言の教えを受く。⑤承和十四年に律師を拝す。⑥嘉祥三年に転じて権少僧都となるも、会ま病みて卒す。初め道雄造寺の意有るに、未だ其の地を得ず。夢に山城国乙訓郡木上山の形勝情に称うを見、即ち夢る所の山を尋ぬ。奏上し营造するに、⑦公家頗る工匠の費を助く。一十院有り。⑧海印寺と名づけ、華嚴教を伝う。年分度者二人を置くこと、⑨今に至るも絶えず。

【現代語訳】

八日。権少僧都伝灯大法師位道雄が卒去した。道雄の俗姓は佐伯氏である。幼い頃から聡明で、深く物事を考える能力は人より優れていた。慈勝和尚に師事し、唯識論の教えを受けた。その後、長歳和尚について、華嚴と因明を学んだ。また空海阿闍梨について、真言の教えを受けた。承和十四年に律師に任命された。嘉祥三年に権少僧都となったが、ちょうどその頃病氣となり卒去した。昔、道雄には造寺の志があったが、適した土地を手に入れられずにいたところ、山城国乙訓郡木上山の地が大変素晴らしく、心に適う土地であることを夢で見て、すぐにその山を訪ねた。奏上して寺院の造営を開始したところ、天皇が工人の費用をかなり援助した。この寺は十院からなり、海印寺と名付けられ、華嚴教を宗旨とした。年分度者を二人置くことが許され、今まで続いている。

【注釈】

- ①権少僧都伝灯大法師位道雄 嘉祥三年（八五〇）十二月辛亥（八日）条注釈①参照。伝灯大法師位は、僧位九階の首位で、位階三位に相当する。道雄は、円珍の母方の伯父であり、円珍が嘉祥三年四月に唐へ向けて出立する際、道雄のいる海印寺に立ち寄り、病氣見舞いと別れの挨拶をしたという（佐伯有清『円珍』（一九九〇年、吉川弘文館））。
- ②和尚慈勝（生没年不詳）円珍の著した『授決集』巻下「論未者不也決三十八」によれば、慈勝は讃岐国の人で、俗姓は因支首氏（後に和氣公）である。本貫は道雄と同じ多度郡か。道雄は幼い

頃、同郡仲村郷の佐伯直氏の氏寺（仲村廃寺）の僧であった慈勝に、唯識論の教えを受けたものと考えられる（佐伯前掲書）。ちなみに、円珍の俗姓も因支首氏であるが、本貫は讃岐国那珂郡で、前掲『授決集』において慈勝を「外戚」と称している（佐伯有清『円珍の同族意識』（『智証大師伝の研究』一九八九年、吉川弘文館））。

- ③和尚長歳（生没年不詳）東大寺別当正進の高弟。華嚴を研究し、唯識にも通じた。時に日本の因明の祖として称賛された（『本朝高僧伝』巻六正進伝附長歳）。

- ④闍梨空海（七七四—八三五）父は佐伯田公。母は阿刀氏。本貫は讃岐国多度郡。すなわち道雄は空海と俗姓・本貫を同じくする。闍梨とあるのは阿闍梨のこと、延暦二十三年（八〇四）に入唐した空海は、その翌年に青龍寺の恵果に師事して真言を学び、同年八月上旬に伝法阿闍梨位の灌頂を受けている（『平安遺文』所収「僧空海請来目録」）。なお、六国史において、空海の肩書で闍梨（阿闍梨）とみえるのは本日条のみ。

- ⑤承和十四年に律師を拝す 承和十四年（八四七）十二月癸巳（二日）紀に、「大法師道雄為律師」とある。

- ⑥嘉祥三年に転じて権少僧都となる 嘉祥三年（八五〇）十二月辛亥（八日）条参照。

- ⑦公家頗る工匠の費を助く 寺伝では海印寺の創建を弘仁十年（八一九）と伝えており、これによれば嵯峨による援助があったことになるが、『東大寺要録』末寺章第九には「道雄僧都奏聞文徳天皇之創建也」とある。

⑧海印寺 『類三』 卷第二、年分度者事所載の嘉祥四年（仁寿元年・八五一）三月二十二日付太政官符「応海印三昧寺預定額置別

当亦定年分度者事」によれば、道雄は華嚴宗および鎮護国家の道場として十院を建立し、それらを総称して海印三昧寺と名付けた。海印三昧とは『華嚴經』に記される言葉である。道雄は、当寺を

定額寺として公卿別当と年分度者を置くよう願ひ出ており、当該太政官符にてそれが許されている。貞観十五年（八七三）頃には衆僧百余人に及び、『類三』卷第二、經論并法会請僧事所載、同年二月二十二日付太政官符「応以海印寺僧預三會聽衆并維摩最勝輪轉立義事」、また、『延喜式』主税上によると、山城国に寺料として出挙稻三〇〇束が設けられている。かなり大規模な寺であつたことが窺えるが、平安時代末期以降には衰退した。現在、京都府長岡京市奥海印寺南垣外に十院のうち寂照院のみが残る。

⑨今に至るも絶えず 今とは『文実』編纂時（貞観十三年（八七

一）開始。元慶三年（八七九）完成）をいう。

（木本）

●六月甲寅（十三日）

【書き下し】

甲寅。①詔すらく、①近江国散久難度神を以て明神に列せ、と。

【現代語訳】

十三日。詔するに、「近江国散久難度神を明神に加えよ」と。

【注釈】

①近江国散久難度神 現滋賀県大津市大石中町にある佐久奈度神社

の祭神。本日常が初見で、天安三年（貞観元年・八五九）正月二十七日には従五位上に叙されている。同社は『延喜式』神名帳の近江国栗太郡「佐久奈度神社^{明神}」に比定される。なお、永正十三年（一五一六）の奥書がある「佐久奈度神社之記」によれば、

天智八年（六六九）中臣金が大津宮から勅使として訪れ、この地で修祓したことにちなんで社殿を創設し、祓所の神である天瀬織津比咩尊・天速秋津比咩尊・天伊吹戸主を祀ったという。この所伝は『近江栗太郡志』が引く『台記』に「江州佐久奈度、誠天智朝始祓之地」とあることから、平安時代末期にはすでに定着していたらしい。『河海抄』は洛外の七瀬祓所の一つにあげている。

散久難度の意は、『延喜式』神祇八の大祓条に「高山之末、短山之末^{与理}、佐久那太理^{尔落多支川能瀬坐須瀬織津比咩止云神}」とあるように、社殿の近くを流れる瀬田川の激流がサクナダリ落ちる様相にちなんで付けられたとする説、「さ」を接頭語とみて「くなど」の神（道祖神）とし、境の神であるとする説（以上『日本歴史地名大系』）、また近江の桜谷という地名によるとする説（『大祓詞注釈大成』所収「大祓詞後釈余考」）など諸説ある。

（木本）

●六月戊午（十七日）

【書き下し】

戊午。^{十七}①薩摩国賀紫久利神を以て官社に預く。

【現代語訳】

十七日。薩摩国賀紫久利神を官社に加えた。

【注釈】

①薩摩国賀紫久利神 現鹿児島県出水市下鯖町にある加紫久利神社の祭神。本日条が初見で、貞観二年（八六〇）三月に従五位下から従五位上、同七年に正五位下、同八年に正五位上となった。同社は『延喜式』神名帳の薩摩国出水郡「加紫久利神社」に比定される。神名は、『三国名勝図会』によれば、神社の東方にそびえる矢筈岳を古く加紫久利山と呼んだことに由来する。なお、九世紀以前には薩摩国内の神社に関する記載は見当らず、『文実』には本日条のみ。『三実』において賀紫久利神・開聞神・志奈毛神・白羽火雷神・智賀尾神・鹿兒島神・伊爾色神・紫美神・多夫施神の名前がみえるようになる。

（木本）

●六月庚午（十九日）

【書き下し】

庚午。^{十九}①摂津権介従五位下善友朝臣頼主卒す。頼主は、少くして学に入り経を読み、頗る②義理に通ず。天長元年二月山城少目に任ず。承和四年三月③直講となり、八年五月転じて④助教となる。⑤頼主の元の姓は佐夜部首。後に改めて善友朝臣となる。十二年正月外従五位下に叙す。十四年二月⑥博士となる。十五年正月従五位下に叙す。⑦嘉祥二年五月年老いて骸骨を乞う。四年正月朝廷其の儒者を

恤み、⑧更に摂津権介に任ず。卒時年七十二。

【現代語訳】

十九日。摂津権介従五位下善友朝臣頼主が卒去した。頼主は、幼い頃から大学寮に入り経書を読み、経義を大変よく理解していた。天長元年二月に山城少目に任命された。承和四年三月に直講となり、八年五月に助教に転じた。頼主の元の姓は佐夜部首であるが、後に改めて善友朝臣となった。十二年正月に外従五位下に叙された。十四年二月に大学博士となった。十五年正月に従五位下に叙された。嘉祥二年五月、年老いたため辞職を願い出た。四年正月、朝廷は高齢の儒学者を憐れんで、更に摂津権介に任じた。卒去した時は七十歳であった。

【注釈】

①摂津権介従五位下善友朝臣頼主 正月甲申（十一日）条注釈⑪参照。

②義理 意味・内容の意。ここでは経義（経書の説く道理や本質）を指すか。

③直講 大学寮儒学科（後の明経道）の教官。『令集解』職員令、式部省大学寮条に「釈云、天平二年三月二十七日奏、直講四人」とある。その後、唐制にならって神龜五年（七二八）に三人、大同三年（八〇八）には一人を減じて二人となる。正七位下相当。教官中の最下位で、博士・助教の補佐をおこなった。九世紀には存問渤海客使として外交にも関与した。任命記事はみえないが、

承和六年（八三九）十月丁卯（十九日）紀、善友朝臣賜姓の記事に「直講博士」とある（博士は誤りか）。

④助教 大学寮儒学科の教官。養老職員令大学寮条には「助教二人掌同博士」とあり、博士の職掌（経業を教え、課試をおこなうこと）と同じであった。正七位下相当。任命記事はみえない。

⑤頼主の元の姓は… 承和六年（八三九）十月丁卯（十九日）紀に「摂津国人直講博士従六位下佐夜部首頼主賜姓善友朝臣、編附左京四条二坊」とある。佐夜部首は物部系の伊香我色雄の後裔という（『姓氏録』摂津国神別）。

⑥博士 大学寮儒学科の教官。養老職員令大学寮条には「博士二人掌教授経業、課試学生、」とある。正六位下相当。承和十四年（八四七）二月丁丑（十一日）紀に任命記事あり。

⑦嘉祥二年五月年老いて骸骨を乞う 養老選叙令官人致仕条には「凡官人、年七十以上聴致仕」とある。頼主は嘉祥二年（八四九）にまさに七十歳となっており、そのため致仕を願い出たものである。

⑧更に任摂津権介に任ず 正月甲申（十一日）条注釈⑦参照。（木本）

●七月辛未（一日）

【書き下し】

秋七月辛未朔。公卿・大夫、①近仗の下にて飲す。更に②内蔵寮に詔して、五位以上に禄を賜うこと差有り。

【現代語訳】

秋七月一日。公卿・大夫が、左近衛府陣下で飲宴した。別に内蔵寮に詔して、五位以上に差をつけて禄を与えた。

【注釈】

①近仗の下にて飲す 近仗は左近衛府陣（紫宸殿東北廊）。旬の最初である一日、十一日、二十一日および月の真ん中の十六日に天皇が紫宸殿（南殿）に出御して政事を視（旬政）、次いで宴を群臣に賜う（旬宴）ことがおこなわれ、旬ないし旬儀と称した。しかし文徳朝以降、漸次衰微し、四月と十月の一日にのみおこなわれる傾向が顕著になり、十世紀に入るとこの二孟旬（孟夏旬・孟冬旬）が年中行事となった。天皇が出御しない場合を平座と称し、陣や宜陽殿西廂で略儀がおこなわれた。節会の場合でも諒闇・災害・兵乱など諸種の事情で天皇不出御の時には、公卿は宜陽殿の平敷座に着する。これは、出御がある時には南殿に公卿の兀子を立てるのに対し、略儀であることを示すものである。本日条は旬平座の早い例の一つである。本年九月戊寅（九日）条も「以有水災、廢重陽宴。但公卿於近仗下、与諸侍臣、聊進菊酒」、また翌二年（八五二）四月丁酉朔条も「帝不御南殿。侍従以上、近仗下飲」と、平座がおこなわれている。

②内蔵寮に詔して 天長五年（八二八）六月己巳（十五日）紀にも「御紫宸殿、賜飲群臣。召内蔵寮錢三百貫、賜見參侍従已上有差」とあり、内蔵寮の物が用いられている。貞観二年（八六〇）九月九日には重陽節が停められ、右仗頭で菊酒を群臣に賜ったが、後

日「大蔵省綿」を「見在座者」に差をつけて与えている。また、元慶五年（八八一）十月丙子朔紀では「孟月之宴」が諒闇によって停められたが、親王・公卿は仗下に待し、「造酒司・侍從厨」が酒餞を進っている。内蔵寮の家産的性質については古尾谷知浩『律令制下における天皇の家産制的機構の研究』（塙書房、二〇〇六年）参照。

（告井）

●七月戊寅（八日）

【書き下し】

戊寅。地震^ハう。①外従五位下善世宿禰豊永を大炊頭となす。②外従五位下清村宿禰是嶺を大和権介となす。③従五位下藤原朝臣冬緒を遠江権守となす。春宮亮は故の如し。④従五位下紀朝臣貞守を近江権介となす。⑤外従五位下蕃良朝臣豊持を備前権介となす。

【現代語訳】

八日。地震があった。外従五位下善世宿禰豊永を大炊頭とした。外従五位下清村宿禰是嶺を大和権介とした。従五位下藤原朝臣冬緒を遠江権守とした。春宮亮は元の通りとする。従五位下紀朝臣貞守を近江権介とした。外従五位下蕃良朝臣豊持を備前権介とした。

【注釈】

①外従五位下善世宿禰豊永（生没年不詳）承和二年（八三五）二月戊子（十三日）紀に「河内国人右少史掃守連豊永・少典鑑同姓

豊上等賜姓善世宿禰。天忍人命之後也」とあり、元は掃守連姓であった（但し、善世宿禰はすでに天長八年（八三一）正月癸卯（四日）紀に善世宿禰遠継がみえる）。掃守氏は『姓氏録』河内国神別に、「掃守宿禰 振魂命之後也」「掃守連 同神四世孫、天忍人命之後也」「掃守造 同神四世孫、天忍人命之後也」とみえる。高安郡掃守郷が本拠地であろう。同地には掃守神社があったらしく、貞観十六年（八七四）十二月二十九日紀に「河内国正六位上掃部神」が従五位下を授けられたとある。『河内名所図会』高安郡の項に「掃部神祠 黒谷村にあり」、『日本地理志料』にも「〔河内国掃部神社は〕今在黒谷村」とみえる。明治以後退転するまでは、黒谷村（現大阪府八尾市）にあったらしい。賜姓の翌年、承和三年八月辛亥（十四日）紀には「河内国人左少史善世宿禰豊上等改本居、貫附右京四条二坊」とあり、豊永も恐らく京貫されただろう。位階は同八年十一月丙辰（二十日）に豊明叙位で正六位上から外従五位下、翌九年十二月庚午（十日）に出雲介となり、本日条に至る。以後、斉衡二年（八五五）正月戊子（七日）従五位下となり、同三年二月辛巳（八日）造酒正、同四年（天安元年）正月癸丑（十四日）長門守、同年二月甲申（十六日）右京亮、同年九月辛酉（二十七日）伊豆守となったことが確認できる。この後、善世氏は有友^明（仁和年間（八八五―八九）に外従五位下左大史・主税権助、寛平初年（八八九―）に穀倉院別当・主税頭）がみえるのみ。なお、大炊頭の前任者は蕃良豊持（注釈⑤）である。

②外従五位下清村宿禰是嶺（生没年不詳）清村氏は、宝亀九年

（七七八）十二月庚寅（十八日）紀に「玄蕃頭從五位上袁晋卿賜

姓清村宿禰。晋卿唐人也。天平七年随我朝使帰朝。時年十八九。

学得文選・爾雅音、為大学音博士。於後、歷大学頭・安房守」と

あるのが始まり。『姓氏録』左京諸蕃には「浄村宿禰 出自陳袁

濤塗（『新唐書』「宰相世系」参照）也」とみえる。是嶺は『類聚

符宣抄』卷六文譜所載の承和九年（八四二）五月二十六日付宣に

「召仰式部少録清村是嶺訖」とみえ、嘉祥三年（八五〇）正月丙

戌（七日）に白馬叙位で正六位上から外從五位下となり、本日条

に至る。この後は仁寿三年（八五三）正月丁未（十六日）に踏歌

除目で大和介となつたのが確認できるのみ。

③從五位下藤原朝臣冬緒 嘉祥三年（八五〇）十一月戊戌（二十五

日）条注釈⑦参照。

④從五位下紀朝臣貞守 嘉祥三年（八五〇）十月甲子（二十日）条

注釈①参照。

⑤外從五位下蕃良朝臣豐持 二月丙辰（十三日）条注釈⑫参照。

（告井）

●七月丁亥（十七日）

【書き下し】

丁亥。①僧綱を補す。策命して曰く、天皇が詔旨と、法師等に白さ

へと宣りたまう勅命を白さく。②大僧都延祥を僧正に、③少僧都長

訓を大僧都に、④律師真済を少僧都に、⑤大法師寿朗・⑥寿教をば

律師に、⑦大法師明詮を權律師に任し賜う事を白さへ、と詔りたま

う勅命を白す、と。

【現代語訳】

十七日。僧綱を補任した。策命して言うには、「天皇の詔として、

法師らに申せと宣べる勅命を申し上げる。『大僧都延祥を僧正に、

少僧都長訓を大僧都に、律師真済を少僧都に、大法師寿朗・寿教を

律師に、大法師明詮を權律師に任ずることを申せ」と宣べる勅命を

申し上げる」と。

【注釈】

①僧綱を補す いわゆる僧事。嘉祥三年（八五〇）十二月辛亥（八

日）以来約半年ぶり。次は二年後の仁寿三年（八五三）十月壬午

（二十五日）におこなわれている。

②大僧都延祥（七六九―八五三）俗姓は槻本氏で近江国野洲郡の

人。数歳の時に家を辞して、興福寺（法相宗）の僧正護命に師事

し、延暦七年（七八八）に具足戒を受けた。天長五年（八二八）

に興福寺維摩会講師、同七年・十年に宮中御齋会講師を務めた。

承和三年（八三六）正月甲寅（十四日）紀に「最勝会竟。引其講

師及僧綱等、論義殿上。於是、勅以元興寺伝灯大法師位延祥法師

任權律師」とみえ、同七年九月二十八日に正律師、同十年十一月

癸巳（九日）に律師から少僧都、嘉祥元年（承和十五年・八四

八）九月丙子（二十日）に少僧都から大僧都となり、本日条に至

る。八十三歳。仁寿三年（八五三）九月丙申（九日）（『僧綱』で

は八日）に僧正のまま卒した。

③少僧都長訓（七七四―八五五）俗姓は錦氏で、近江国滋賀郡の

人。興福寺（法相宗）の少僧都玄憐に師事し、延暦年中（七八二

一八〇六に東大寺で具足戒を受けた。天長九年（八三二）に御齋会講師、同十年に維摩会講師を務め、承和六年（八三九）三月乙未（十四日）に律師、同十四年十二月癸巳（二日）に少僧都となり、本日条に至る。七十八歳。仁寿三年（八五三）十月壬午（二十五日）に僧正となり、斉衡二年（八五五）九月己巳（二十三日）（『僧綱』では二十二日）に僧正のまま卒した。

④律師真濟（八〇〇—六〇）空海の十大弟子の一人。真言僧で初めて僧正に任じられた人物である。詩文にも優れ、空海 작품을集めた『性霊集』を編集している。高雄僧正・紀僧正・柿本僧正とも称される。俗姓は紀朝臣で、左京の人。祖父は正五位下田長、父は巡察彈正正六位上御園。幼くして出家し、大乘道を学び、外伝にも兼通し、早くから悟るところがあった。大僧都空海に師事して真言の教えを受け、二十五歳の時に異例の若さで両部大法を授かり、伝法阿闍梨となった。また愛宕山の高尾峯に入り十二年籠っていたところ、嵯峨がその苦行を聞き、内供奉十禅師とした。承和初年（八三四—）遣唐使となる。同三年八月丁巳（二十日）紀の大宰府奏言には真言請益僧としてみえ、遣唐第三船が漂蕩した経緯について報告書を作成して大宰府の審問に答えている。同十年十一月癸巳（九日）権律師、同十四年四月丁巳（二十三日）律師となり、本日条に至る。五十三歳（『僧綱』は五十四歳とするが、翌年も五十四歳とするので誤りか）。仁寿三年（八五三）十月壬午（二十五日）権大僧都、斉衡三年（八五六）十月戊子（十八日）（『僧綱』では一日。同書真雅項では十一月一日）僧正となる。その後、再三、師である故大僧都空海に僧正号を譲ろう

としたが、天安元年（斉衡四年・八五七）十月丙戌（二十二日）（『僧綱』では二十七日）に、空海には大僧正が贈られ、真濟は僧正に留まった。翌二年八月文徳寢病の際に冷然院に侍して看病に励んだが、崩御に及んだため、世間の激しい非難を受け隠居した。貞観二年（八六〇）二月二十五日僧正のまま遷化。一重の宝塔を高尾峰の神護寺（現京都市右京区梅ヶ畑高雄町）に建て、五大虚空蔵菩薩像を造って塔中に安置し、七口僧と年分度者三人を置いて春秋二季に法会を設け、鎮護国家のため虚空蔵十輪等經を転読することとするなど、神護寺に住してその発展に尽力した。

⑤大法師寿朗（？—八六三）興福寺（律宗）僧。もと元興寺僧。

修円（第四代別当）の弟子。房忠（第九代別当）の師。承和十四年（八四七）に興福寺第六代別当（貞観元年（八五九）まで）。貞観三年三月十四日の東大寺大仏開眼会では、堂前の大庭に設けられた舞台の東西に一四本植えられた松の内、西方第七宝樹を飾った。

⑥寿教（七五八—八五四）興福寺（律宗）僧。承和十二年（八四

五）第十代東大寺戒和上。本年九十二歳。僧綱が法服に紫の甲袈裟を用いることの最初という（『東大寺要録』）。

⑦大法師明詮（七八九—八六八）おとは音石山大僧都と称す。敏達皇子

彦人大兄の裔。大原桜井の孫。父は大原石本。母は橘氏。大和国の人。元興寺の施厳・仲継に師事して法相を学んだ。また玄奘を尊崇し、元興寺に玉華院を建立して弥勒仏を納めている。嘉祥二年（八四九）維摩会講師、同三年正月御齋会講師を経て、同年二月辛未（二十二日）に清涼殿で三ヶ日を限って法華經の講説がお

こなわれた際に、天皇が御簾を隔てて聴聞する中、三論宗少僧都

実敏・天台宗大法師光定・総持門大法師円鏡らとともに法相宗大

法師として座主を務めた。本日条の任権律師は「已講勞」（『僧

綱』）である。六十三歳。仁寿三年（八五三）十月壬午（二十五

日）権律師から少僧都、貞観三年（八六一）東大寺仏頭供養で呪

願師を務め、同年三月玉華院において初めて弥勒初会（竜華初

会）をおこなった。同六年二月十六日、僧綱の位階が制定された

際（法印大和尚位Ⅱ僧正、法眼和上位Ⅱ僧都、法橋上人位Ⅱ律

師）、少僧都伝灯大法師位から法眼和上位大僧都に任じられた。

後に大和多武峰の音石山に隠遁し、同十年五月十六日草庵に没し

たという。唯識因明に秀で、その学説、ことに点導本（導註本）

は後々まで珍重され、近世まで伝承されており、平安時代初期の

語形を考える上で国語学上重要とされる。また、真言密教におい

て六字経法・六観音種子曼荼羅を相伝した明仙を同一人物とする

説がある（『国史大辞典』辻村泰善執筆）。

（告井）

●七月壬辰（二十二日）

【書き下し】

壬辰^{（廿二）}。夜、火光の如き者有り。殿前に墜つ。左右驚乱し、須臾にし
て乃ち定む。

【現代語訳】

二十二日。夜に、火光のようなものがあつて、紫宸殿前に墜ちた。

左右の者たちが驚き乱れたが、しばらくして落ち着いた。

（告井）

付記 本稿は、『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』

第二十四号（京都女子大学、二〇二五年三月刊行予定）にて報告する

仁寿元年三月己亥（二十七日）条に続くものである。注釈にある本稿

未収録条に関する参照表記は、『史窓』第七十七号〜第八十一号なら

びに『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十一号

〜第二十四号掲載の前報告を参照されたい。

（中村）

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を

多とする。

（告井）